

告示

埼玉県告示第千三百九十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条第一項の規定による指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

令和三年十二月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

二 指定施術機関

氏名		変更事項	
所在地	名称	所在地	名称
高橋 悟	施術所	大柴 龍	施術所
東松山市下野本一 四六五	ゆず接骨院	さいたま市浦和区上 木崎一―九―一五 グランデュオ南街区 一〇八―一	与野名倉堂整骨院
東松山市下野本一 四三四―一二	わかつき接骨院	東京都調布市仙川 町一―五三―六フ ロレゾン仙川一F	K O K U A 整骨院 仙川院
			変更後

